

委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）
とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲は、令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイplus」運營業務事業（以下「委託事業」という。）を別紙仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 _____円（うち消費税及び地方消費税の額 _____円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月19日までの間に、委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 _____円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を実施するに当たり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイplus」運營業務事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、事業の一部を中止し、又は変更しようとするときは、事前に令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」運営業務事業内容変更承認申請書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」運営業務事業実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払を令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」運営業務委託料精算払請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は、正当な請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる

者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(同法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第13条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(支払の遅延)

第15条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託事業にかかる経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(著作権等)

第17条 乙は、本事業の実施に伴い発生した成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）について、この委託事業の完了又は廃止の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。

2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお、乙に帰属するものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第18条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシー（平成14年制定）を遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

(情報の持ち出し)

第19条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本事業実施のため甲から

提供を受け、又はそれに基づき作成した情報を作業実施場所から持ち出してはならない。

(電磁氣的記録の返還等)

第20条 乙は、本事業実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁氣的記録は甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。

2 前項の返還又は廃棄処分の時期及び方法については、甲が別に定める。

(秘密の保持)

第21条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

3 乙は、第1項について業務従事者に周知し徹底させなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関して生じた甲乙間の一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第24条 この契約書に定めのない事項については、規則及び遅延防止法によるものとし、これらの規程に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(契約の効力の遡及)

第25条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県

知事 中 村 時 広

乙

*住所

*会社名

*代表者名

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」運営業務
事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」運営業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施場所
- 3 事業の実施予定期間
- 4 委託料
一金 円也
- 5 その他

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、
○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。
○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。(押印する場合は、記載不要です。)

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務
事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け○第○○号で承認のあった、令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の実施予定期間
- 5 委託料

一金 円也

- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

（代表者印の押印を省略する場合は、
○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。
○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。（押印する場合は、記載不要です。）

愛媛県知事 中村時広様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」運営業務
事業実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」運営業務事業について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
開始 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の結果（効果）
- 5 セキュリティ対策の実施報告

確認事項	報告内容
再委託の状況	
業務の実施場所の遵守	
従事者への指導	
情報の持ち出し禁止	
電磁氣的記録の複写	
個人情報取扱特記事項の項目	
業務終了後のデータの返却・廃棄	
業務終了後の電子データの抹消	
私有パソコンの使用	

- 6 委託料

一金 円也

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、

○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。

○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。(押印する場合は、記載不要です。)

様式第4号（第11条関係）

令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイplus」運営業務
事業委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイplus」運営業務事業に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

今回請求額 金 円也

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、

○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。

○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。(押印する場合は、記載不要です。)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。

令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務委託仕様書

本仕様書は、愛媛県（以下「委託者」という。）が委託する令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

3 業務の目的

「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、令和3年度からスタートし、本県ならではの特色ある取組みとして定着した、県内全ての小中学校をオンラインで接続する県内一斉ライブ授業（以下「ライブ授業」という。）に、「人とよりよい関係を築く力」の視点（＝考え方）をプラスして実施することで、えひめ子どもたちによるいじめの起こりにくい学校づくりを、社会総ぐるみで一層推進するとともに、県全体への普及啓発及びサポート体制の構築を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

(1) ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」の開催

区分	主な業務内容等
概要	県内の小学校6年生と中学校1年生を対象に、いじめの起こりにくい学校づくりについて、県内で一斉に考え・議論し・体験する子ども主体のライブ授業を開催することとし、その様子を動画配信サイト「YouTube」等を活用し、ライブ配信する。
開催日・会場等	<ul style="list-style-type: none"> ○開催日 令和8年11月20日（金）14：00～15：30（90分間） ○主会場（ライブ授業配信拠点） 五十崎自治センター（※予約済） ○センター校（取材を受けたり、ライブ授業で提言を行ったりする学校） ・内子町内の小中学校各1校 合計2校（※県教育委員会が選定） ○リモート校（主会場とオンラインで接続し双方向で意見交換を行う学校） ・東予と中予の小中学校各2校 合計4校（※県教育委員会が選定） ○サテライト校（主会場からのライブ授業を視聴する学校） ・県内全ての小中学校 およそ400校
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◎「思い、伝える 気持ち、受け取る」 （テーマ設定の理由） 令和7年度「えひめいじめSTOP!デイplus」に参加した児童生徒からいじめの起こりにくい学校にするためには、「自分にとっての『普通』や『基準』を押し付けないこと」「『認めること』『許し合うこと』が大切」「考

	<p>えてから発言すること」が大切だという意見が出された。</p> <p>これらの意見を踏まえ、令和8年度は、自分の思いを適切に伝えたり、相手の気持ちを適切に受け止めたりするにはどうすればよいかということ具体的・多角的に考えさせることで、いじめ防止・対応の両観点から考えさせる取組を展開したい。</p> <p>また、いじめの起こる背景には、「人間関係」が影響していることにも触れさせ、人とよりよく関わることがいじめの起こりにくい学校づくりにつながるということを実感させ、いじめ問題に強く立ち向かう態度を育成する。</p>				
<p>出演者の 選定・調 整</p>	<p>○ライブ授業のための司会者、講師を選定すること。</p> <table border="1" data-bbox="395 607 1378 1111"> <tr> <td data-bbox="395 607 531 790">司会者</td> <td data-bbox="531 607 1378 790"> <p>会場やリモート先の児童生徒の生の声を受け止めながら、いじめ防止の観点からライブ授業を総合的に進行できる司会者を選定すること。</p> <p>必要に応じてアシスタント等を適宜配置すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 790 531 1111">講師</td> <td data-bbox="531 790 1378 1111"> <p>次の要件を満たす講師1名選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題と人間関係づくりをつなげて講話ができる者。 ・児童生徒の話合い活動を効果的に取り仕切り、スムーズな話合い活動を展開できるスキルをもつ者。 <p>なお、講師は、原則としてライブ会場に出演すること。</p> </td> </tr> </table> <p>○人選については、児童生徒の関心や意欲を喚起することができる人材を受託者にて選定し、準備から開催までのスケジュール調整、関係機関・出演者等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理、出演者のアテンド（接待）等、全ての業務運営を委託者と協議の上行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。</p> <p>○出演については、ライブ授業当日、アーカイブ配信について調整を図ること。</p> <p>○出演者（児童生徒以外）の昼食、謝金・旅費の手配及び支払いは、受託者が行うこと。</p>	司会者	<p>会場やリモート先の児童生徒の生の声を受け止めながら、いじめ防止の観点からライブ授業を総合的に進行できる司会者を選定すること。</p> <p>必要に応じてアシスタント等を適宜配置すること。</p>	講師	<p>次の要件を満たす講師1名選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題と人間関係づくりをつなげて講話ができる者。 ・児童生徒の話合い活動を効果的に取り仕切り、スムーズな話合い活動を展開できるスキルをもつ者。 <p>なお、講師は、原則としてライブ会場に出演すること。</p>
司会者	<p>会場やリモート先の児童生徒の生の声を受け止めながら、いじめ防止の観点からライブ授業を総合的に進行できる司会者を選定すること。</p> <p>必要に応じてアシスタント等を適宜配置すること。</p>				
講師	<p>次の要件を満たす講師1名選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題と人間関係づくりをつなげて講話ができる者。 ・児童生徒の話合い活動を効果的に取り仕切り、スムーズな話合い活動を展開できるスキルをもつ者。 <p>なお、講師は、原則としてライブ会場に出演すること。</p>				
<p>ポスター 作成</p>	<p>○ライブ授業の開催を周知するポスターを作成すること。</p> <p>ア デザイン企画（1案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3業務の目的」に記載のとおり、ライブ授業を児童生徒及び教育関係者に広く周知するために、児童生徒が「参加したい」と前向きな気持ちになれるデザイン・メッセージを盛り込んだものにする。 ・受託者は、企画提案書にデザイン案を2案示すものとする。原則として委託者は受託者から提出された2案のうち1案を採用するものとするが、委託者がいずれも明らかに内容の適切さを欠くと判断するときは、双方協議の上、受託者は速やかに代替案を提出するものとする。また、委託者県が採用した案の一部の修正が必要と認めるときは、修正を行うものとする。 <p>（デザインに含む要素）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP! デイplus」 				

	<ul style="list-style-type: none"> ・愛顔^{えがお}つながる日 ・テーマ 「思い、伝える 気持ち、受け取る」 ・対象：県内全ての小6・中1の児童生徒 ・開催日時：令和8年11月20日（金）14：00～15：30 ・アーカイブ配信の告知 ・児童生徒をやる気にさせるメッセージ ・愛媛県教育委員会 <p>イ ポスター仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格：B2判、片面、フルカラー ・用紙等：コート紙135kg ・その他：可能な限りグリーン購入に基づく用紙の使用、印刷に努めること ・部数：580枚（県内全ての小中学校各1枚、市町教育委員会各5枚、ほか県が指定する施設等へ配布） <p>ウ 納入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入：各市町教育委員会（20カ所）へ直送 （残りは愛媛県教育委員会事務局指導部人権教育課へ納品） ・納入期日：6月30日（火） <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDFデータは、高解像度（保管用）と低解像度（ホームページ掲載用）の2種類をDVD-R等電子媒体により提出すること。 								
<p>事前取材</p>	<p>○県教委が実施する事前授業に帯同し、様子の取材を行う。事前授業の内容については、当日のライブ授業の内容に反映させること。</p>								
<p>当日 11/20 （金）</p>	<p>○効果的な演出 参加者及び参観者の心を揺さぶる発信力のある演出を工夫すること。 特に、サテライト校の児童生徒が、視聴に偏らず、参加を実感できるよう、児童生徒がタブレットで意見表明したり、各会場で体験的な活動に取り組んだりするなど、効果的な手法を提案すること。</p> <p>○ライブ授業の例 開会及び閉会時刻の設定を除き、時間帯及び内容は一例であるため、民間事業者の有する知見や技術を活かして、児童生徒に興味関心を抱かせ、児童生徒一人ひとりがいじめの問題に主体的に取り組もうとする意欲を高められるよう、提案者独自の発想でより効果が高くなると見込まれる内容等を企画して提案すること。</p> <table border="1" data-bbox="400 1646 1375 1968"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">14：00</td> <td>開会</td> </tr> <tr> <td>・センター校からの問題提起 ・講師によるワークショップ ・センター校、リモート校による意見交換 ・振り返り、まとめ 等</td> </tr> <tr> <td>閉会</td> </tr> <tr> <td>15：30</td> <td>閉会</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※休憩を含むこと。</p> <p>○手話通訳 手話通訳を配置すること。また、アーカイブ配信の映像にも手話通訳</p>	時刻	内容	14：00	開会	・センター校からの問題提起 ・講師によるワークショップ ・センター校、リモート校による意見交換 ・振り返り、まとめ 等	閉会	15：30	閉会
時刻	内容								
14：00	開会								
	・センター校からの問題提起 ・講師によるワークショップ ・センター校、リモート校による意見交換 ・振り返り、まとめ 等								
	閉会								
15：30	閉会								

	<p>をつけること。</p> <p>○人員配置</p> <p>会場には運営に要する人員を適切に配置すること。特に、会場への誘導について、事故等トラブルがないよう人員を配置すること。</p>
会場の設営・撤去等	<p><会場・機器の設置等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主会場の利用料及び付属施設使用料、その開催に必要な設備等の使用料の支払を行うこと。 ・主会場のインターネット環境整備に係る手続きを行い、代金を支払うこと。 ・主会場の装飾については、「えひめいじめSTOP！Dayplus」を活用して、全体の統一感に留意し、明るい基調の装飾を施すこと。 ・主会場の運営の実施に必要な機器（パソコン、カメラ機器、集音マイク、照明等）の手配、Webへの接続・調整、機器の調達・設置・撤去を実施すること。 ・リモート校の運営の実施に必要な機器（カメラ機器、マイク、照明等）の手配、主会場との接続・調整、機器の調達・設置・撤去を実施すること。 ・各会場の機器の調達・配置等に係る「設置機器配置図」を作成し、委託者に提出すること。 <p><会場に係る補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主会場は、「えひめいじめSTOP！Dayplus」の前日（11月19日）から当日（11月20日）まで利用できる。 ・出演者の休憩スペース、県・受託者用ミーティングスペース等を調整すること。 ・会場使用料は、減免措置により不要。
進行台本の作成	<p>○ライブ授業をスムーズに進行できるように、進行台本及び運営マニュアルを作成し、委託者と調整の上、進行内容等を決定すること。なお、センター校の児童生徒のタイムスケジュールについても、委託者と協議の上決定すること。</p> <p>○オンラインで参加する学校向けに、ライブ授業のタイムスケジュールや内容が分かる教師用マニュアルを作成すること。</p>
ライブ授業の録画及びアーカイブ配信	<p>○後日、アーカイブ配信するために、ライブ授業の録画を実施すること。</p>
独自提案	<p>○ 自社の強みを生かした独自の提案があれば、企画書に示すこと。</p>

(2) アーカイブ配信

区分	主な業務内容等
概要	<p>家庭や地域でいじめの問題について話し合う機会につなげ、県全体でいじめの未然防止に向けた関心を高めるため、自社の YouTube チャンネルを用いて、当日のライブ授業の様子を配信する。</p>
配信期間	<p>○令和8年12月上旬から一定期間行うこと。なお、配信期間等の詳細については、委託者と受託者で協議の上、決定する。</p>

配信計画及び内容	<p>○原則として、ライブ授業当日の配信映像を自社のYouTubeチャンネル等を使って配信する。</p> <p>○ただし、県民や当日参加できなかった児童生徒が、ライブ授業の様子を適切に、正確に理解できるようにするための映像の切り取り、テロップの追加等、必要最小限の編集作業は行うこととする。</p> <p>○詳細については、委託者と受託者で協議し、配信する。</p>
肖像権	<p>○出演者等の肖像権、著作権等に関する調査を行い、YouTube等映像媒体への掲載の同意もあらかじめ得ること。</p>
配信広報	<p>○番組を広く県民に周知するために効果的なプロモーションを行うこととする。</p> <p>(主な例) 新聞広告、CM、Webサイト、SNS等、広報活動で有効なものがあれば、委託者と協議した上で実施すること。</p>
取材に対する謝金	<p>○謝金等が発生した場合、受託者が支払うこと。</p>

5 事業計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに受託者が提案した企画提案書をもとに事業実施内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書第7条に定める「事業計画書」を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、委託事業を完了したときは、遅滞なく委託契約書第10条に基づく「実績報告書」を作成し、提出すること。報告書には、当日の写真等を掲載すること。併せて、成果物として、ライブ授業の様子（当日・アーカイブ配信）を収めたDVD-R等を電子媒体により提出すること。なお、成果物の形式は、DVDドライブ付PCやYouTubeで再生可能なものとする。
- (3) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 再委託の可否

受託者は、委託契約書第6条第1項ただし書の場合においては、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者を明記の上、事前に書面により申請し、委託者の承認を得なければならない。

7 留意事項

(1) 委託料

委託料には、次の費用を含む。

- ・事前取材を含む企画構成演出費
- ・オンライン中継費（主会場のインターネット環境整備に係る費用含む。）
- ・司会者、講師の謝礼及び交通費、スタッフの人件費、出演者の昼食
(児童生徒を除く)
- ・ポスター制作・郵送費
- ・~~会場使用料（2日間、音響・照明等備品使用料及び会議室使用料含む。）~~
- ・看板、パネル等作成費
- ・必要とする資材、機材等の使用料及び運搬費
- ・アーカイブ配信に係る費用

(2) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は、原則として委託者に帰属する。

(3) 著作権の取扱い

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。また、これらが無償で二次利用できるものとする。

(4) 権利関係の処理

ア 広告物等に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

ウ 第三者からの意義申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(5) 秘密保持

本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務とする。